

◎新潟県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年4月14日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃 五十公野4090番地	小谷野 勝博
〃	〃 〃 4873番地	村山 隆
〃	〃 荒町甲476番地	坂井 与志一
〃	〃 上新保474番地	長嶋 藤男
監事	〃 五十公野4093番地	川瀬 孝男
〃	〃 山崎114番地	渡邊 保弘

就任年月日 令和8年4月1日

2 退任

理事	新発田市上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃 下新保404番地3	内田 信雄
〃	〃 五十公野4873番地	村山 隆
〃	〃 〃 4090番地	小谷野 勝博
〃	〃 荒町甲476番地	坂井 与志一
監事	〃 下内竹449番地	加藤 研一
〃	〃 五十公野4093番地	川瀬 孝男

退任年月日 令和8年3月31日